

**事業事前評価表**  
**国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第三課**

**1. 基本情報**

- (1) 国名：ベトナム社会主義共和国（ベトナム）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ベトナム全土
- (3) 案件名：グリーン成長及び気候に対する強靱性のための GX プログラムローン（Program Loan for Green Transformation toward Green Growth and Climate Resilience）

L/A 調印日：2026 年 3 月 30 日

**2. 事業の背景と必要性**

- (1) 当該国における気候変動対策の現状・課題及び本事業の位置付け

ベトナム社会主義共和国（以下、「当国」という。）は、広大なデルタ地帯や山岳地域、3,400 kmに及ぶ長い海岸線を有し、気候や地形が多様で、気候変動の影響を受けやすい国の一つに挙げられている（世界気候リスク指数、2019 年）。また、当国では 1958 年から 2018 年にかけて年平均気温が 0.89℃上昇しており、ミドルリスクシナリオでも 2050 年までに 1.2~1.7℃の上昇が見込まれ、経済損失は 1.5℃上昇に対し GDP 比 4.5%に値すると試算される（Nationally Determined Contribution (NDC) 2022 年）。将来の長期的な気候変動に伴う災害の発生頻度の増加、深刻化は、当国の持続的な開発の重要なリスク要因となっている。

このような状況下、ベトナム政府は「2021 年~2030 年までの国家グリーン成長戦略および 2050 年までのビジョン（2021 年）」において、持続可能な社会及びカーボンニュートラルの実現に向けて、温室効果ガス（GHG）の削減、再生可能エネルギーの活用、基準に基づいた適切な都市排水および廃棄物処理、グリーン投資プロジェクトへのインセンティブの策定、災害へのリスク管理等を推進することを掲げている。続く 2022 年に改定された NDC では、2030 年までの自助努力による GHG 削減目標を気候変動対策に取り組みられなかった Business As Usual (BAU) シナリオで 2014 年の将来予測と比較して 15.8%としており、本事業は同国の NDC 達成に貢献するものである。なお、GHG 排出量を 15.8%削減するためには、国家予算や国内外の企業の投資等を含めて追加資金として 217 億米ドルが必要とされている。

また、当国は南西モンスーンの影響で台風、集中豪雨等が多発する気象条件下にあるため、自然災害による死者・行方不明者、被害額の多くは台風や豪雨による風水害によってもたらされており、2024 年の自然災害による被災者約 400 万人のうち 9 割以上は風水害によるものであり（The international disasters

database 2025)、自然災害による被害深刻化に対応するため、気候変動適応策の推進も求められている。

ベトナム政府は、「2021年～2030年までの国家グリーン成長戦略および2050年までのビジョン(2021年)」において、気候変動対策及びグリーン成長のための資金動員を図るため、グリーン投資にかかるインセンティブ、カーボנקレジット市場の開発、金融機関やファンドの活用、民間セクターの活用を推進するとしている。しかし、株式市場や債券市場の時価総額や流動性が低く、国内の機関投資家の存在が限定的であることから、民間企業がベトナムの国内金融市場において資金調達を行うことには制約がある。特に、グリーンボンドを中心としたESG債については、法的フレームワーク・認証制度・レポーティングの方法が確立しておらず、かつ流動性も低いことから、グリーン投資に係る制度の整備・充実を通じた債券市場への投資家・発行体の更なる参入が求められている。

グリーン成長及び気候に対する強靱性のためのGXプログラムローン(以下、「本事業」と言う。)は、気候変動に対する適応策・緩和策の立案、及びグリーン成長を実現するための資金動員メカニズムの整備に資する施策を実施するベトナム政府への財政支援を行うものであり、ベトナムにおける重要事業に位置づけられる。

(2) 気候変動対策に対する我が国及びJICAの協力量針等と本事業の位置付け

日本政府は、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、脱炭素社会の実現を目指し、国際社会においても脱炭素化をリードすることを長期的なビジョンとして掲げ、「温室効果ガス排出削減の基盤となる政策・制度構築」に関連する国際協力の推進を挙げている。また、「日ASEAN気候変動アクション・アジェンダ2.0」において、透明性、緩和、適応の三本柱を拡充し、ASEANとの気候変動地域協力を強化するとしている。加えて、ベトナムがメンバー国である「アジアゼロエミッション共同体(AZEC)」の下、「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ(AETI)」等を通じ、ロードマップ策定、財政支援、人材育成等を含むトランジションを最大限支援していく方針を打ち出しており、2023年11月の日越共同声明において気候変動、自然災害のリスク削減、グリーン成長の協力を推進することが述べられている。

「対ベトナム社会主義共和国国別開発協力量針」(2017年12月)では、重点分野として「脆弱性への対応」及び「ガバナンス強化」が掲げられており、急速な都市化・工業化に伴い顕在化している環境問題(都市環境、自然環境)、災害・気候変動等の脅威への対応の強化を図るとともに、行政組織の合理化・効率化(行政改革を含む)及び法制度の整備・執行能力の強化や行政の公正性・公平性・中立性・透明性の確保等の司法・行政機能強化のための取組みを支援することとしている。また「ベトナム社会主義共和国JICA国別分析ペーパー」(2025年3

月)も、JICAが取り組むべき主要開発課題として、より包括的で持続可能なグリーン成長を掲げた上で、公共財政管理の強化や金融システムの改善を通じた市場経済の成熟化・投資環境の整備、防災・気候変動対策の主流化を重点分野として位置付け、また、JICAグローバル・アジェンダにおいて「防災・復興を通じた災害リスクの軽減」、「環境管理」、「気候変動」を重要課題として位置付けており、本事業はこれら方針・分析に合致する。

本事業は、GX、グリーン成長及び気候変動対策の推進に係る政策の改善を後押しするものであり、SDGsのゴール7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、ゴール9「産業と技術革新の基盤をつくろう」、ゴール11「住み続けられるまちづくりを」、ゴール13「気候変動に具体的な対策を」、及びゴール15「陸の豊かさを守ろう」に貢献し、当国の「NDC」とも整合すると考えられる。

### (3) 他の援助機関の対応

世界銀行とフランス開発庁 (AFD : Agence Française de Développement) は JICA と共に円借款「気候変動対策支援プログラム (Support Program to Respond to Climate Change: SPRCC)」を通してこれまで包括的に気候変動分野を支援した。また、世界銀行は「Partnership for Market Implementation Project」を通じたパリ協定の第6条にかかわる支援を行っているほか、オゾン層保護のためのモントリオール議定書におけるキガリ改正を踏まえたフロン対策も手掛け、近年は「NDC Implementation Support Program」を通じた国内調整メカニズムの検討やフラッグシップ調査として「Climate Change Development Report: CCDR」の策定を主導している。AFD はベトナムの「Socio-Economic Development Strategy/Plan」等における気候変動主流化を目指した協力を推進しており、これらのドナーは今後も技術協力、開発政策借款のソブリンローン、ノンソブリンローン等の支援を検討していくとしている。ドイツ復興金融公庫 (KfW) は、気候変動にかかる PBL (Policy Based Lending) の協議をベトナム財政省と実施しており、2026 年中の融資を目指している。その他、NDC に関連する支援として、緑の気候基金 (GCF)、国内案件を扱う国連開発計画 (UNDP)、気候変動に関する国際連合枠組条約 (UNFCCC) の報告要件への支援を主体とした国連環境計画 (UNEP) 等の国連機関も様々な支援を実施・検討している。アジア開発銀行 (ADB) は、アジア債券市場育成イニシアティブ (ABMI) の一環として、グリーン成長を目的とした現地通貨建て債券市場の発展に関する技術支援を実施している。

## 3. 事業概要

### (1) 事業概要

#### ① 事業の目的

本事業は、ベトナムにおいて財政支援及び政策対話を通じて、①GX とグリーン成長のための財政・投資インセンティブに係る制度整備、②NDC 実施のための政策策定、③気候変動適応策の推進を図り、もって当国の気候変動対策の目標の実現に寄与するもの。

## ② 事業内容

本事業は、当国の NDC および「2021 年～2030 年までの国家グリーン成長戦略および 2050 年までのビジョン（2021 年）」等の方針文書に基づき、当国政府と JICA にて①GX とグリーン成長のための財政・投資インセンティブに係る制度整備、②NDC 実施のための政策策定、③気候変動適応策の推進、を柱とする政策マトリックス（別添）を策定し、財政支援を行うことで、気候変動対策の推進に係る政策の改善を後押しするもの。また、政策アクションの着実な実施を促し、2 つのトランシェに分けた段階的な貸付実行を行う。各トランシェにおける政策アクションと達成指標は別添のとおり。

## ③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）

ベトナム国民（人口約 1 億 30 万人）

### （2）総事業費

50,000 百万円（うち円借款対象額：50,000 百万円）

### （3）事業実施スケジュール（協力期間）

本事業の財政支援開始は、L/A 調印後とする。プレイヤーアクションの達成は確認済みであり、L/A 発効後速やかに第一トランシェの貸付実行を行う。第二トランシェにおいては、政策アクション達成を確認後、貸付実行する。なお、貸付完了（2026 年 6 月を予定）をもって事業完成とする。

### （4）事業実施体制

1) 借入人：ベトナム社会主義共和国政府（The Government of Socialist Republic of Viet Nam represented by the Ministry of Finance of the Socialist Republic of Viet Nam）

2) 保証人：なし

3) 事業実施機関：ベトナム財政省（Ministry of Finance）

4) 運営・維持管理機関：ベトナム財政省が関係省庁・機関を取りまとめ、半年毎及び第二トランシェの政策アクション達成時にモニタリング会議を開催し、プログラムの進捗状況等を報告する。

### （5）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

#### 1) 我が国の援助活動

技術協力「パリ協定に係る「自国が決定する貢献（NDC）」実施・モニタリング支援プロジェクト」（2025~2030（予定））を通じて、オンライン温

室効果ガス報告システムの本格運用を目指したパイロット活動、農業環境省・商工省・建設省のNDC実施にかかる温室効果ガス排出削減政策の実施・モニタリング支援、温室効果ガスインベントリを実施しなければならない事業所や企業のNDCに沿った温室効果ガス削減活動の実施計画策定支援を予定しており、本事業によるカーボン・クレジット市場の形成準備に向けた基礎データベースの構築とNDC進捗指標整備により達成促進を図ることが期待される。さらに、技術協力「循環経済に向けた廃棄物管理能力強化プロジェクト」(2026~2029(予定))では、農業環境省を対象に循環経済に関する国家行動計画(NAPCE)に基づき、優先分野における循環経済モデルの特定・評価・試行、循環経済の実施の適用と評価に関するガイドラインの策定等を支援することにより、本事業による固形廃棄物の再利用およびリサイクルするための技術適用促進を念頭においた政策アクションとの相乗効果の発現を図ることが期待される。

2) 他援助機関等の援助活動

特になし

(6) 環境社会配慮

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 C

② カテゴリ分類の根拠: カテゴリ分類の根拠: 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(7) 横断的事項

本事業は、財政支援を通じて気候変動対策の推進に係る政策の改善を図るもので温室効果ガス(GHG)排出削減および気候変動への適応に貢献する。

(8) ジェンダー分類:

【対象外】 ■GI ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)

<分類理由>本事業は、ジェンダー主流化ニーズの確認やそれに基づく、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組について指標等を設定するに至らなかったため。

(9) その他特記事項:特になし

**4. 事業効果**

(1) 定量的効果

1) アウトカム(運用・効果指標)(注1)

政策分野	指標名(注2)	基準値	目標値(2030年) 【事業完成4年後】

柱 1：GX とグリーン成長のための財務・投資インセンティブに係る制度整備	1. グリーンボンドの発行額の増加	925 百万 USD (2023 年)	10%増 (基準値比)
柱 2：NDC を実施するための政策の策定	2. 総発電量における再生可能エネルギー活用の割合	12% (2024 年)	28%
柱 3：気候変動適応策の推進	3. 国家予算における予備費（偶発的な災害対応のための予備費を含む）の上限率の拡大（注 3）	2～4% (2021 年～2025 年)	2～5% (2026 年～2030 年)

（注 1） 越政府の成長戦略や各政策に基づき、2030 年を目標値の設定年とする。

（注 2） 指標のそれぞれの出典は、指標 1-財政省/国家証券委員会、指標 2-商工省、指標 3-財政省である。

（注 3） 各年度の実際の予備費の予算措置は、実際の発災の状況等を踏まえて上限率の範囲内で決定される

## 2) インパクト

### (2) 定性的効果

当国政府内における省庁間連携と政策立案・実施能力の強化。適応能力の強化による気候変動影響を伴う災害等リスクの軽減。

### (3) 内部収益率

プログラム型借款案件のため内部収益率は算出しない。

## 5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：特になし

(2) 外部条件：特になし

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ベトナム社会主義共和国向け円借款「気候変動対策支援プログラムローン (I) ～ (VII)」(評価年度 2019 年)の事後評価等では、災害リスク軽減が経済発展に寄与する効果や緩和策に関する制度改善が GHG 排出量に寄与する効果を指標として設定していたため、事後評価時において定量的な効果の算出が困難であった。本事業においては、測定可能な運用・効果指標を設定し、政策アクションの進捗およびそのモニタリング会議を各政策アクションの担当機関を含めて定

期的に行うこととしている。

## 7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、GX、グリーン成長及び気候変動対策の推進に係る政策の改善を後押しするものであり、SDGs のゴール 7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、ゴール 9「産業と技術革新の基盤をつくろう」、ゴール 11「住み続けられるまちづくりを」、ゴール 13「気候変動に具体的な対策を」、及びゴール 15「陸の豊かさを守ろう」に貢献することから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる指標  
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール  
事業完成 4 年後 事後評価

以 上

## グリーン成長及び気候に対する強靱性のための GX プログラムローン 政策マトリックス

政策の目的	ファーストランシェ (2024年12月24日までに達成された政策アクション)	達成指標	セカンドランシェ (2026年3月31日までに達成する政策アクション)	達成指標
<b>第1の柱: GX とグリーン成長のための財政・投資インセンティブに係る制度整備</b>				
GX とグリーン成長に関する国家戦略(2021年~2030年まで: 2021年10月の首相決定)と国家行動計画(2022年7月の首相決定)の実施を促進するための財源とインセンティブの活用。  ・1-1) 行動計画 ・1-2) 税制の見直し ・1-3) ODA の活用 ・1-4) グリーンタクソミー ・1-5) 農業部門におけるグリーン成長の促進	1-1) グリーン成長に関する国家戦略・行動計画(2021-2030)を実施するための財政省の行動計画を策定し、公布する。	所管機関: 財政省 2024年8月15日付の Decision 1934/QD-BTC	1-1) 財政省の行動計画のレビューと更新	所管機関: 財政省 財政大臣による更新された行動計画の承認(2025年承認予定)
	1-2) 法人所得税の改正(炭素市場やグリーンボンド市場への民間投資促進政策等を含む)。	所管機関: 財政省 法人税法改正案を国会に提出(2024年10月)	1-2) 法人所得税の改正	所管機関: 財政省 改正法人税法の発効(2025年発効予定)。
	1-3) 公共投資法の改正により、公共投資のための ODA 事業のプロセスを省力化し、促進する。	公共投資法第 58/2024/QH15 号の公布(2024年11月)	1-3) ODA および外国ドナーからの譲許的なローンの管理と使用に関する規制を改善し、グリーン成長のための外国資本へのアクセスのための優遇条件を整備し、グリーンプロジェクトのために外国や国際機関からの ODA、優遇貸付、および技術支援の使用を優先する。	所管機関: 財政省 ODA および外国ドナーの譲許的融資の管理と活用に関する規制の修正および補足する政令(2025年に発行予定)
	1-4) グリーンクレジット付与事業及びグリーンボンド発行の環境基準及び認証に関する規程のドラフト	所管機関: 天然資源環境省 天然資源環境省から関係省庁へのレポートの提出 文書番号 No. 7210/BTNMT-VCLGSTNMT (2024年10月16日) 文書番号 No. 7802/BTNMT-VCLGSTNMT (2024年11月7日)	1-4) グリーンクレジット付与事業及びグリーンボンド発行に関する環境基準及び認証に関する規制の公布に関する首相決定案(グリーンタクソミー)	所管機関: 農業環境省 グリーンクレジット付与プロジェクトの環境基準と認証、グリーンボンドの発行に関する首相の決定(2025年7月4日)。
	1-5) 農業セクターの持続可能な開発とグリーン成長のためのクレジットプログラムの策定	所管機関: ベトナム国家銀行: - 決定第 1490/QD-TTg 「2030年までにメコンデルタ地域におけるグリーン成長に伴う 100万ヘクタールの高品質で低排出の稲作の持続可能な開発」計画の承認。 - 8364年11月10日付の文書番号 No. 2024/NHNN-TD は、メコンデルタ地域の省および市の信用機関および国家銀行支店に宛て、メコンデルタにおける高品質で低排出の米製品の生産、加工、消費における連携のための融資プログラムの実施を指導するもの。	1-5) 農業部門における持続可能な開発とグリーン成長に関する首相の指示を実行する(クレジットプログラムの実行)。	所管機関: ベトナム国家銀行: ・クレジットプログラム実施のための Agribank 宛ての資金準備指示書の発行(文書番号: 289/NHNN-TD、2025年1月14日付) ・クレジットプログラム実施のための、融資登録レポートの提出の指示書の発行(文書番号: 288/NHNN-TD、2025年1月14日付)
<b>第2の柱: 国が決定する貢献(NDC)を実施するための政策の策定</b>				
政府は NDC(NDC 2022) を更新し、温室効果ガス排出削減目標を大幅に引き上げている。目標を達成するために、炭素市場、グリーンインフラ(エネルギー)、循環経済(固形廃棄物管理)などを推進する。  ・2-1) 炭素市場の確立 ・2-2) GHG 排出量の管理 ・2-3) グリーンエネルギーの推進 ・2-4) 循環経済の推進	2-1) ベトナムにおける炭素市場の開発	2024年5月2日付の国が決定する貢献(NDC)を実施するためのカーボンプレジットの管理強化に関する首相指令第 13/2024/CT-TTg	2-1) 炭素市場の試験運用開始	所管機関: 農業環境省 温室効果ガス排出削減とオゾン層保護を規制する政令(2022年1月7日付の政府政令 06/2022/ND-CP) の多数の条項の修正および/または補足する政令の公布(2025年6月9日付け政令第 119/2025/ND-CP) 所管機関: 財政省 炭素クレジット取引所の設立に関するスキームを策定及び提出。 Decision No. 232/QD-TTg 2025年1月24日 炭素市場の設立と発展のスキームの承認
	2-2) 温室効果ガスインベントリ(排出量データ)の報告を義務とする分野・企業・事業所のリストの公布	2024年8月13日付の首相決定第 13/2024/QD-TTg	2-2) 企業・事業所の温室効果ガスに関するオンライン報告システムを構築するための政令改正	所管機関: 農業環境省 温室効果ガス排出削減とオゾン層保護を規制する政令 06/2022/ND-CP の多くの条項を修正および/または補足する政令(2025年に発行予定)

	2-3) エネルギー分野 化石エネルギーへの依存を減らす方向にエネルギー源を再構築する。(再生可能エネルギー源と新エネルギー源の割合を増加させる。エネルギー効率とエネルギー生産、分配、消費の効率を向上させる)	<b>所管機関:商工省:</b> - 2024 年 11 月 30 日付電気法(改正)第 61/2024/QH15 号 - 2024 年 7 月 3 日付け政令第 80/2024/ND-CP: 再生可能エネルギー発電所と大規模電力利用者との間の直接電力売買の仕組みを規定。 - 2024 年 10 月 22 日付け政令第 135/2024/ND-CP: 自家発電と自家消費のための屋上太陽光発電の開発を促進するメカニズムと政策を規定。	2-3) 再生可能エネルギーの開発を促す仕組みの整備	<b>所管機関:商工省</b> 2024 年 7 月 3 日付け政令第 80/2024/ND-CP の改正 (再生可能エネルギーおよび新エネルギーの開発に関する関連法との整合性を取るために補足するもの) (2025 年に改正予定)
	2-3) 競争力のあるエネルギー市場の構築、効果的な価格設定、付随サービスおよびエネルギー貯蔵の体系の策定	<b>所管機関: 商工省:</b> - 競争的な電力卸売市場の運営を規制する 2024 年 10 月 10 日付通達 No. 21/2024/TT-BCT	2-3) 発電価格および輸入電気の価格の決定に関する手続きを公表する。	<b>所管機関: 商工省:</b> - 発電価格区分を決定および承認するための書類、命令、手順および方法に関する商工省の新しい通達を公布する。特定の国に適用される電力輸入価格区分の策定と承認のための書類、命令、および手順を規定する。 (2025 年に発行予定)
	2-4) 循環経済の推進 家庭固形廃棄物の収集、輸送、処理に関する経済技術的基準、及び技術的プロセスの整備	<b>所管機関:天然資源環境省</b> - 2024 年 12 月 19 日付天然資源環境省通達 No. 35/2024/TT-BTNMT: 家庭固形廃棄物の収集、輸送、処理の技術的プロセスを公布。 - 2024 年 12 月 20 日付の通達 No. 36/2024/TT-BTNM: 家庭固形廃棄物の収集、輸送、処理に関する経済的および技術的基準の公布。	2-4) 循環経済に関する国家行動計画(NAPCE)の承認。(循環経済を推進し、生産段階でのリサイクル材の使用に関する規制を整備。デジタルトランスフォーメーション(DX)による廃棄物管理の強化また、廃棄物発電(WtE)や資源回収のためのリサイクルなど、廃棄物処理技術の取り組みの促進。	<b>所管機関:農業環境省</b> 2025 年までに循環経済を実施するための国家行動計画を承認する(2025 年 1 月 23 日付の首相決定第 222/QD-TTg)
<b>第 3 の柱: 気候変動適応策の推進(台風 Yagi からの復興を含む)</b>				
気候変動への脆弱性による被災の深刻化に対処するために、防災政策を推進する。 ・ 3-1) 防災体制の強化 ・ 3-2) 台風 Yagi からの復興のための緊急措置	3-1) 2050 年を見据えた 2021 年から 2030 年までの気候変動適応計画(NAP)の公布	2024 年 11 月 19 日付けの首相決定第 1422/QD-TTg	3-1) 気候変動適応計画(NAP)の実施	<b>所管機関:農業環境省</b> 2050 年までのビジョンを掲げた 2021 年から 2030 年までの期間の気候変動適応計画の実施に関する文書番号 No. 9358/BTNMT-BDKH(更新) 2024 年 12 月 31 日付。
	3-1) 防災に関する法令の施行および防災対策強化報告書の国会提出	<b>所管機関:国防省</b> 市民防衛法 2023 の施行(2024 年 7 月 1 日) <b>所管機関:農業農村開発省</b> No. 687/BC-CP 2024 年 10 月 20 日: 台風 3 号後の被害への対応・復旧作業および今後のタスクおよび解決策 No. 847/QD-TTg: 2023 年 7 月 14 日付首相決定: 2050 年を見据えた 2021 年から 2030 年までの災害、水害への開発計画の承認	3-1) 市民防衛法にかかる新政令の発行	<b>所管機関:国防省</b> 市民防衛法の細則の整備、政令の発行
	3-2) 台風 Yagi の被災者に対する減税・融資政策を通じて、被災した人々や企業を支援する。	<b>所管機関:ベトナム国家銀行</b> - 2024 年 9 月 17 日付決議第 143/NQ-CP (VAT 減額) - 2024 年 12 月 4 日付の決定第 1510/QD-TTg: 台風 3 号、洪水、洪水、暴風雨 3 号後の地滑りの影響と被害により困難に直面している顧客の債務に対する資産の分類、リスク引当金の確保レベル、リスク引当金の確保方法、およびリスク処理のための引当金の使用を規制。 - 2024 年 12 月 4 日付の通達 No. 53/2024/TT-NHNN: 台風 3 号、台風 3 号後の洪水、洪水、地滑りの影響と被害により困難に直面している顧客に対する債務返済条件の再規制		